

# 令和6年1月10日 美郷町農業委員会会議録

令和6年1月10日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

## 1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	10番	深 沢 靖
2番	継 田 竜 也	11番	齋 藤 美由木
3番	高 橋 広 樹	12番	高 橋 国 広
4番	奥 山 秀 治	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚
9番	高 橋 一 平		

本会委員出席者 15名

## 2. 欠席委員は、次のとおり

5番	小 西 嘉 之
13番	佐々木 竜 孝

欠席者 2名

## 1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の決定について
- 第 4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
等促進計画の策定について（要請）
- 第 6 議案第5号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見に  
ついて
- 第 7 報告第1号 農地法第43条第1項の規定による届出書について

会長 高橋 正尚 午後2時54分本委員会の閉会を告げた。

## 令和6年1月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年1月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後2時54分
5. 議事録署名委員 11番 齋藤 美由木  
12番 高橋 国広

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、11番、齋藤委員、12番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第1号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第1号、申請番号1番から申請番号13番について議案書をもとに朗読、説明 】  
はじめに所有権移転です。  
申請番号1番、六郷地区の田7筆、畑1筆、計6、478㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ一括生前贈与となります。対価はありません。  
申請番号2番、仙南地区の田1筆、8、156㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ一括生前贈与となり、対価はありません。  
申請番号3番、仙南地区の畑2筆、474㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。渡人は施設入所し耕作できなくなったため、受人へ一部贈与するもので、対価はありません。  
申請番号4番、六郷地区の田3筆、2、167㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親族です。先代の時代に譲渡の約束をしております。

したが、今回整理したいことから贈与により所有権移転をします。対価はありません。

申請番号5番、千畑地区の田1筆、824㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため売買します。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号6番、千畑地区の田1筆、66㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人の居住地から少し離れており、また狭小農地で渡人にとっては耕作不便となっているため、受人へ贈与するものです。対価はありません。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号7番、千畑地区の田4筆、2,683㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は施設に入所しており、受人へ耕作をお願いするものです。渡人の実家では米で欲しいということで、対価はありません。

申請番号8番、千畑地区の田4筆、六郷地区の田39筆、畑2筆、計71,681.13㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。

申請番号9番、千畑地区の田1筆、998㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農業法人でシイタケ栽培をしており、今回増床するためです。議案の最後の方で農作物栽培高度化施設として報告をします。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号10番、千畑地区の田5筆、六郷地区の田1筆、計6,029㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなってきたため、受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号11番、千畑地区の田4筆、4,035㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで基盤強化法の賃貸借契約でしたが、今回は両者の希望により農地法3条で賃貸借します。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は2年間です。

申請番号12番、仙南地区の田1筆、7,576㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで耕作してきた方が高齢となり規模を縮小したいことから、新しく受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

続きまして、賃貸借移転です。

申請番号13番、六郷地区の田2筆、1,444㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。後継者へ経営移譲するためです。

申請番号1番から13番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第1号について事務局より説明が終わりました。申請番号1番から申請番号13番について審議を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号13番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号13番については原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第1号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第2号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第2号、申請番号1番から申請番号12番について議案書をもとに朗読、説明 】

はじめに所有権移転です。

申請番号1番、千畑地区の田1筆、163㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人の居住地の近隣にあり渡人よりも受人が耕作しやすいため売買します。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号2番、六郷地区の田3筆、4,200㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農地を手放したく、これまで耕作してきた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で引渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号3番、仙南地区の田2筆、675㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため売買します。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号4番、仙南地区の田1筆、5,250㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は体調を壊し、遠方の農地を手放し、規模縮小したいことから売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページの通りです。受人は農機具一式をすべて組合員から借上げしております。

申請番号5番、六郷地区の畑1筆、383㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地をすべて受人から耕作をしてもらっていますが、実家に隣接した畑については譲りたいことから贈与となりました。引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号6番、仙南地区の田3筆、7,548㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、遠方に居住しており、農地を手放したく、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。

受人の経営状況につきましては、資料6ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、賃借権の設定です。

申請番号7番、千畑地区の田4筆、6, 182㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまでの耕作者が経営を縮小したいとのことから、新しく今回の受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号8番、仙南地区の田1筆、5, 149㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまでの耕作者が耕作できなくなったため、近隣を耕作している受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号9番、仙南地区の田1筆、608㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は合作地となっており、効率よく耕作するため隣地を耕作している受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号8番と同じです。

申請番号10番、仙南地区の田7筆、26, 867㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなったため、経営規模拡大している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号11番、仙南地区の田4筆、15, 967㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号12番、仙南地区の田1筆、3, 873㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料11ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号1番から12番までの案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第2号について、事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。
- 議 長 申請番号1番から申請番号12番までについて質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号12番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号12番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第2号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）についてを上程し議題とします。議案第3号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第3号、申請番号1番から申請番号20番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。

申請番号1番、六郷地区の田3筆、2,079㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号2番、仙南地区の田2筆、6,058㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号3番、千畑地区の田1筆、1,912㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号4番、千畑地区の田5筆、4,534㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号5番、千畑地区の田1筆、3,580㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号6番、千畑地区の田3筆、3,878㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号7番、千畑地区の田3筆、5,586㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号8番、千畑地区の田3筆、7,583㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号9番、千畑地区の田6筆、21,029㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号10番、仙南地区の田2筆、3,083㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年1か月です。ほかの契約と合わせるためです。

以下9件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。期間は申請番号11番から18番までは10年間、19番は3年1か月です。

申請番号11番、仙南地区の田1筆、1,954㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号12番、仙南地区の田5筆、18,969㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号13番、仙南地区の田3筆、7,463㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号14番、仙南地区の田3筆、10,651㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号15番、仙南地区の田3筆、5,016㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号16番、仙南地区の田2筆、9,205㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号17番、仙南地区の田4筆、20, 544㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号18番、仙南地区の田4筆、12, 449㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号19番、仙南地区の田1筆、1, 389㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号20番、仙南地区の田4筆、18, 130㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号1番から20番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

- 議 長 議案第3号について事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。申請番号1番から申請番号20番についてですが、申請番号20番は家族案件ですので、まずは申請番号1番から申請番号19番について質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号19番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号19番までについては原案のとおり決しました。

それでは申請番号20番については家族案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後2時20分

- 議 長 それでは、申請番号20番について質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号20番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

ご異議なしと認めます。よって、申請番号20番については原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午後2時21分

- 議 長 よって日程第4、議案第3号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第5、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案

第4号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第4号、申請番号1番から申請番号13番について議案書をもとに朗読、説明 】

契約期間は現契約の残存期間となります。

申請番号1番から7番までの案件は、〇〇〇さんから〇〇〇さんへの親子間の経営移譲のため受け手変更となります。

申請番号1番、六郷地区の田6筆、9,624㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号2番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田13筆、仙南地区の田1筆、計12,687㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号3番、千畑地区の田16筆、17,746㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号4番、六郷地区の田1筆、2,002㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号5番、千畑地区の田4筆、8,017㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号6番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田7筆、畑1筆、計22,785㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号7番、六郷地区の田6筆、13,611㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号8番、千畑地区の田3筆、2,505㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。渡人は体調不良のため権利を移転するものです。

申請番号9番、六郷地区の田11筆、17,332㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。渡人は当該地まで遠方のため、近隣で耕作している受人へ権利を移転するものです。

申請番号10番、千畑地区の田13筆、12,785.2㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。受人へ集約するためです。

申請番号11番、千畑地区の田2筆、1,848㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。

圃場整備事業のため法人へ集約するためです。

申請番号12番、千畑地区の田1筆、2,088㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は別の〇〇〇さんです。合作地の解消のためです。

申請番号13番、仙南地区の田5筆、13,015㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。渡人は議案第2号、申請番号6番で農地を取得したことから、遠方にある農地の耕作を受人へ移動するものです。

申請番号1番から13番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

●議 長 議案第4号について事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。

す。申請番号1番から申請番号13番についてですが、申請番号10番は本人案件ですので、申請番号10番を除き、先ずは、申請番号1番から申請番号9番、申請番号11番から申請番号13番について質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【 「異議なし」との声あり 】

それでは、申請番号1番から申請番号9番、申請番号11番から申請番号13番について質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号9番、申請番号11番から申請番号13番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号9番、申請番号11番から申請番号13番までについては原案のとおり決しました。申請番号10番は本人案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時27分

●議 長 それでは、申請番号10番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時28分

●議 長 よって日程第5、議案第4号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第6、議案第5号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議 長 暫時休憩します。 午後2時28分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時30分

●議 長 議案第5号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第5号について議案書をもとに朗読 】

農政課職員 議案第5号美郷農業振興地域整備計画変更（案）の内容に入る前に、当案件の資料について説明させていただきます。

令和5年第13回総会において、一部案件について、除外申請地の筆界線が、添付されている資料ごとに異なる、とのご指摘をいただきました。

これまで、除外申請地を示す資料を作成するため、A事業所、B事業所それぞれが提供している地図情報を使用しておりました。このうち、A事業所が提供している地図情報については、あくまでも物件の位置を把握するために参考的に使うのが望ましいとのことで、公図とのズレが多少発生する可能性があるようでした。前回のご指摘は、これが原因でございます。

この事例を受けまして、農政課として、資料の作成方法について検討いたしました。その結果、今後は除外申請地を示す資料としては、A事業所が提供している地図情報の使用は取りやめ、公図がもととなっているB事業所が提供する地図情報に一本化することといたしました。今回より資料の作成方法を改めましたので、ご了承ください。

それでは、議案第5号の資料1ページをご覧ください。

今回は、令和5年第13回総会で継続審議となった除外申請2件について、追加の説明を申し上げます。

はじめに、除外申請1番について説明申し上げます。資料は、6ページから10ページとなります。

転用事業者は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの父親である、〇〇〇さんでございます。

申請地は、〇〇〇、〇〇〇の2筆、変更申請面積は併せて241㎡、現況地目は〇〇〇が畑、〇〇〇が田となっております。変更後用途につきましては一般住宅用地となっております。

令和5年第13回総会では、申請地に隣接している、〇〇〇の地目についてご意見がありました。この件について、土地所有者の〇〇〇さんに問い合わせたところ、地目変更手続きを失念していた、との話がありました。当初の予定では本年3月末日までには地目変更手続きを行うとお話をいただいておりますが、先ほど改めて確認したところ、昨日、法務局へ地目変更申請に行った、との話がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、除外申請1番の説明を終了します。

つづきまして、除外申請2番について説明申し上げます。資料は、11ページから16ページとなります。

転用事業者は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの義理の母親にあたる〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇、変更申請面積は522㎡、現況地目は畑となっております。変更後用途につきましては、一般住宅用地となっております。

令和5年第13回総会では、資料の整合性についてご意見がありました。冒頭で説明させていただいた、資料の作成方法を改める要因となった案件が、こちらでございます。今回、航空写真と公図を合わせたものを資料14ページに添付しておりますが、隣地にある農作業小屋の一部が、除外申請地にはみ出ているのが判明いたしました。

こちらについて、土地所有者の〇〇〇さんに状況を伺いましたが、この農作

業小屋は相続により取得したもので、その時点ですでにこのような状態になっていたとのお話がありました。とはいえ、農振法に違反している状態については反省している様子で、〇〇〇さんからは、自身が悪意をもって、除外申請地の一部を含んで、農作業小屋を建てたものではない、との弁明がありましたので、ご報告いたします。

以上で、除外申請2番の説明を終了します。

本日の案件は以上となります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 議案第5号について説明が終わりました。
  
- 議 長 暫時休憩します。 午後2時37分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時41分
  
- 議 長 議案第5号についてこれより審議を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第5号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第6、議案第5号については許可相当の意見を附して答申いたします。
  
- 議 長 暫時休憩します。 午後2時42分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時43分
  
- 議 長 次に、日程第7、報告第1号農地法第43条第1項の規定による届出書についてを事務局より報告願います。
- 庶務班長 【 報告第1号について報告書をもとに朗読、説明 】  
この案件は、農作物栽培高度化施設に関する案件となります。ここで農作物栽培高度化施設についてですが、以前は農地をコンクリートで全面覆ってしまう行為は、農地転用となっておりましたが、平成30年11月16日の基盤強化法の一部改正によって、農地をコンクリートで覆って、上に農作物栽培高度化施設を設置する場合は、農地とみなされることとなっております。この施設の要件としては、もっぱら農作物の栽培に使うこと、周辺の農地に支障を生じないこととして、ハウスの棟の高さが8m以内、軒の高さが6m以内、施設は透過性のないもの、春分の日、秋分の日の午前8時から午後4時まで2時間以上、周辺の農地が日陰とならないこと、農作物栽培高度化施設であることの標識を設置すること、施設設置に行政庁の許認可を受けていること、があります。  
また、施設の面積ですが、土地の面積998㎡に対して、194.4㎡となっており、コンクリート面積は、道路とハウスの間90.4㎡が追加されま

す。コンクリート以外の部分は、普通の農地として管理します。  
今回の案件については、地区担当委員から現場を調査していただいておりますし、これらの要件を満たしていると判断しております。以上報告します。

- 議 長 報告第1号について、事務局より説明が終わりました。
  
- 議 長 暫時休憩します。 午後2時45分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時53分
  
- 議 長 それでは、報告第1号について質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。よって報告第1号については、原案のとおり承認いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和6年第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時54分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年1月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 齋 藤 美 由 木

議事録署名委員 高 橋 国 広